

## 資料提供

令和6年10月26日  
県選挙管理委員会 書記長補佐 正木  
担当：廣引  
内線：2461 直通：029-301-2462

### 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査における取手市の 期日前投票所での投票用紙の二重交付について

昨日（10/25）、取手市の「リボンとりで5階期日前投票所」において、期日前投票所閉鎖後に市選管が確認したところ、比例代表と国民審査の投票用紙の残数が、予定枚数よりそれぞれ1枚不足しており、二重交付の可能性があることが判明しました。

県民の選挙等の執行管理に対する信頼を損ねる結果となってしまったことに対してお詫びしますとともに、下記のとおり経緯等をお知らせします。

#### 記

#### 1 経緯

- 10月25日（金）、取手市選管が、当該期日前投票所において、投票時間終了後（午後8時過ぎ）に、投票用紙の交付枚数と投票者数が一致しているか確認するため、投票用紙の残数を精査したところ、比例代表と国民審査の投票用紙が予定枚数よりそれぞれ1枚不足していることが判明した。
- このことから、比例代表と国民審査の投票用紙を誤って二重交付した可能性が考えられる。

#### 2 原因

当該期日前投票所で、比例代表と国民審査の投票用紙を交付する際、選挙人に誤って2回投票用紙を交付した、又は、投票用紙が2枚重なっていることに気付かずに誤って一度に2枚の投票用紙を交付した可能性があることが主たる原因として考えられる。

#### 3 対応

県選挙管理委員会としては、市町村選管書記長・担当者会議や通知文書などで、上記のような投票用紙の交付誤りがないよう周知していたところであるが、投票用紙交付の際は、複数人で投票用紙の種類を十分に確認し、事務従事者の思い込み等により投票用紙の交付誤りが生ずることのないよう、本日付けで注意喚起の通知文書を、改めて全市町村選挙管理委員会に発出した。

#### 4 その他

本件につきましては、取手市選挙管理委員会から取手記者会へ資料提供しております。なお、事案の詳細については、取手市選挙管理委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先 取手市選挙管理委員会 松崎書記長補佐（0297-74-2141）（内線 1120）